

## 野洲市立三上こども園における乳児等通園支援事業の運営に関する規程（案）

## （総則）

第1条 この運営規程は、乳児等通園支援事業の運営管理について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年12月24日条例第28号）、その他の関係法令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## （事業の目的及び運営の方針）

第2条 三上こども園（以下「当園」という。）が運営する乳児等通園支援事業が乳児等通園支援（以下、支援という。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

2 当園は、法令等を順守し、乳児等通園支援事業を実施するものとする。

## （提供する支援の内容）

第3条 当園は第6条に規定する時間において、一般型乳児等通園支援事業における支援を提供する。

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 支援の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 職位が主任保育教諭以上の職員 1人以上  
職員及び業務の管理を行うとともに、支援内容を統括する。
- （2） 副主任保育教諭、保育教諭または保育士 1人以上  
専門的知識及び技術をもって、乳幼児の支援及び保護者に対する支援に関する指導を行う。

## （支援の提供を行う日・提供を行わない日）

第5条 支援の提供を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第3条に規定する休日
- （2） 12月29日から1月3日までの日

## （支援の提供を行う時間）

第6条 支援を提供する時間は、9時から12時まで及び13時30分から16時30分までとする。

## （利用者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額）

第7条 支援を利用した保護者は、1時間あたり300円の利用料を当園へ支払うものとする。

(乳児、幼児の区分ごとの利用定員)

第8条 利用定員は、20人とする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 支援の提供に係る申請があった場合、利用を希望する保護者に認定通知書の提出を求め、乳児等通園支援事業の利用対象者であることを確認するものとする。

2 支援の利用の申込みを行った保護者に対して、本運営規程の概要など利用申込者が支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行うものとする。

3 支援の提供に際して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 以下の場合には支援の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が満3歳に達したとき

(2) 利用乳幼児が保育施設等へ入所する等、対象要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。ただしこの場合は、事前に市と協議を行うものとする

(利用にあたっての留意事項)

第11条 保護者が偽りその他の不正な行為によって乳児等通園支援の提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事故に関して、別途定める「事故発生の防止および事故発生時の対応指針」等により対応を行うものとする。

2 自然災害や火災に関して、別途定める「防犯防災マニュアル」及び「非常災害対策計画」により対応を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 当園は、市家庭児童相談室、滋賀県中央子ども家庭相談センターと連携して早期発見早期対応に努め、子どもの人権擁護の観点から虐待防止に取り組みます。

(その他の重要事項)

第14条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、職員がその都度定める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日より施行する。